

第6期第3回「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」

定例会

日時 令和8年1月8日（木）
13時15分から14時45分
会場 さいたま市立教育研究所
5階 研修ホール

【 次 第 】

1 開会

教育長あいさつ

2 報告（事務局より）

- (1) 本市のいじめの状況について
- (2) 本市のいじめの防止等に向けた取組について

3 協議

協議題「学校いじめ防止基本方針の点検及び見直しについて」

4 閉会

（事務局）さいたま市教育委員会生徒指導課

第6期 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会 委員名簿

	役職等	氏名
1	日本大学文理学部 教授	藤平 敦
2	医師	峯 真人
3	明治学院大学心理学部 教授	伊藤 拓
4	慶應義塾大学教職課程センター 准教授	金子 恵美子
5	弁護士	鮎田 謙一
6	弁護士	宮西 陽子
7	公認心理師	湯谷 優
8	精神保健福祉士	佐藤 陽子
9	さいたま市PTA協議会 副会長	菊池 敏子
10	国立武藏野学院 院長	柄堀 正信
11	さいたま市子ども家庭総合センター 所長	加藤 郁子
12	さいたま市北部児童相談所 副参事	新井 聰
13	さいたま市校長会代表（上小小学校）	大島 恵美
14	さいたま市校長会代表（大谷口中学校）	高村 昌利
15	さいたま市校長会代表（大宮国際中等教育学校）	根岸 君和

事務局

16	さいたま市教育委員会事務局理事[兼]管理部長	山本 高弘
17	さいたま市教育委員会事務局学校教育部長	野津 吉宏
18	さいたま市教育委員会事務局学校教育部次長	丹 能成
19	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事	寺内 啓容
20	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]教職員人事課長	青木 貴
21	さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課長	猪鼻 孝之
22	さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室長	紺野 雅弘
23	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]総合教育相談室長	米玉利 優子
24	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]高校教育課長	大原 照光
25	さいたま市教育委員会事務局学校教育部参事[兼]教育研究所長	田村 浩司
26	さいたま市教育委員会事務局学校教育部生徒指導課長	坂東 千里

担当 さいたま市教育委員会事務局 学校教育部生徒指導課

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第47号。以下「条例」という。）第10条第8項の規定に基づき、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときには、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

- 2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。

- 3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方により、公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
 - (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、委員長の許可なく会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
 - (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないとときには、これを退場させることができる。

(調査)

第6条 市教育委員会は、条例第10条第2項第3号及び第4号の調査を行う必要があると認めるときは、委員会に調査を行わせ、その結果を市教育委員会に報告させることができる。

2 委員は、前項の調査の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を損なうおそれがあると委員長が認めるときは、その調査及び審議に加わることができない。

(調査専門員)

第7条 条例第10条第7項の調査専門員（以下、「調査専門員」という。）は、当該重大事態等の調査に必要な学識経験を有する者その他市教育委員会が適当であると認める者で、当該重大事態等の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しないもののうちから市教育委員会が委嘱する。

2 調査専門員は、当該重大事態等の調査が終了した際、調査結果を市教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び調査専門員は、会議、調査等の活動によって知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会事務局学校教育部に置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織や運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 報告

- (1) 本市のいじめの状況について
- (2) 本市のいじめの防止等に向けた取組について

2 報告 (2) 本市のいじめの防止等に向けた取組について

1 いじめの未然防止に係る主な取組

(1) 児童生徒の主体的な活動

ア 「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」（令和6年度より新たに開催）

(ア) 趣旨

a 児童生徒が、いじめ問題を主体的に考えるとともに、互いのいじめ防止に向けた取組を知ることで、「いじめをさせない、許さない」気運を醸成し、各学校の多様な取組を一層推進する。

b 教職員、保護者、地域団体、関係行政機関の大人が、子どもたちの話合いの様子や内容から、子どもたちのいじめ防止に向けた取組を知ることで、それぞれの立場で「いじめを起こさせない、見逃さない」環境づくりについて考える。

(イ) 開催日 令和7年7月30日（水）13：00～16：15

会 場 大宮国際中等教育学校 体育館アリーナ、教室

(ウ) 内容

a 小グループによる活動

(a) アイスブレーキング（これって「いじめ？」クイズ）

(b) 各校のいじめ防止の取組の共有

(c) 子どもと大人の意見交換

b 全体会

(a) グループ活動の成果発表

(b) 講演（講師：日本大学教授 藤平 敦 様）

(c) 保護者・地域の代表者からのメッセージ

(2) 学校が実施する主な取組

ア 道徳教育の充実

イ 「いじめ撲滅強化月間」の取組（6月）

(ア) 校長等による講話

(イ) 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

(ウ) 「簡易アンケート」等の実施

(エ) 児童会・生徒会による、「ストップいじめ！」に向けたキャンペーン等の展開

(オ) いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

ウ 『潤いの時間』「人間関係プログラム」の授業

エ 「いのちの支え合い」を学ぶ授業

オ メディアリテラシー教育（スマホ・タブレット安全教室 等）

(カ) スクールロイヤーによるいじめ予防特別講義)

2 いじめの早期発見に係る主な取組

(1) アンケート調査

- ア 「心と生活のアンケート」(各学期1回、計3回)
- イ 「簡易アンケート」※アンケートから、いじめの実態を把握する

(2) 「いじめに係る状況報告」

- ア 毎月、学校が教育委員会に「いじめの状況」と「学校の指導状況」について報告する
※「調査中」、「指導中」、「見守り中」、「解消」のうち、どの段階にあるかを把握
- イ 指導主事等が内容を確認し、学校に指導・助言を行う

(3) 相談体制の充実（アセスメント）

- ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等による校内教育相談体制の充実
- イ 市立6教育相談室の周知、電話相談
- ウ 「さいたま市24時間子どもSOS窓口」の周知及びSNS相談
- エ さいたま市PTA協議会、青少年育成さいたま市民会議との連携

3 いじめの早期対応に係る取組

- (1) 「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づく対応
- (2) 学校生活指導員（警察OB）の派遣

4 いじめの防止等に係る教職員研修

- (1) 校長研修会・教頭研修会
- (2) いじめに係る生徒指導研修会
- (3) 生徒指導主任研修会
- (4) 生徒指導・教育相談体制研究発表会
- (5) 法定研修（初任者研修）
- (6) 希望研修（いじめ問題とその対応研修、臨任者対象の生徒指導講座）
- (7) 校内研修（指導主事等・スクールロイヤーによる研修）
- (8) 生徒指導に係る学校訪問

5 関係団体との連携状況

(1) さいたま市PTA協議会

- ア 「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」に係る後援及び開催協力
- イ 「親子支援プログラム」への協力依頼
- ウ 「いじめノックアウト・セミナー」への協力依頼
- エ 「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」委員 等

(2) 青少年育成さいたま市民会議（地域住民による青少年の心身の健やかな成長を図るための組織）

「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」に係る後援及び開催協力

(3) 埼玉県警察

- ア 「非行防止教室」への協力依頼
- イ 「学校・警察連絡協議会」の開催
- ウ 「学校と警察署との連絡等に関する協定書」

3 協議

【協議題】

「学校いじめ防止基本方針の
点検及び見直しについて」